# 令和５年度 「事前協議申請」の締め切り日について

（さいたま市開発行為の手続に関する条例　第８条第１項による事前協議申請）

【事前協議申請の締め切り日】

| 締め切り年月 | 第１回目 | 第２回目 |
|---|---|---|
| 令和５年　　４月 | ７日（金）3/7 | ２１日（金）3/21 |
| 令和５年　　５月 | ２日（火）4/1 | １９日（金）4/18 |
| 令和５年　　６月 | ２日（金）5/2 | １６日（金）5/16 |
| 令和５年　　７月 | ７日（金）6/6 | ２１日（金）6/20 |
| 令和５年　　８月 | ４日（金）7/4 | １８日（金）7/18 |
| 令和５年　　９月 | １日（金）8/1 | １５日（金）8/15 |
| 令和５年　１０月 | ６日（金）9/5 | ２０日（金）9/19 |
| 令和５年　１１月 | ２日（木）10/2 | １７日（金）10/17 |
| 令和５年　１２月 | １日（金）10/31 | １５日（金）11/14 |
| 令和６年　　１月 | ５日（金）12/5 | １９日（金）12/19 |
| 令和６年　　２月 | ２日（金）1/2 | １６日（金）1/16 |
| 令和６年　　３月 | １日（金）1/30 | |

※ 原則的に、毎月２回の締め切りとなりますが、令和６年３月は、第１回目の締め切りのみとなりますので、ご注意ください。
※締切日右側に記載の日付は、当該締切日に提出するための標識設置日の期限となります。

【申請・問合せ先】

| | |
|---|---|
| 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区における開発行為 | 北部都市計画事務所<br>都市計画指導課（大宮区役所庁舎内）<br>電話：０４８－６４６－３１８４ |
| 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区における開発行為 | 南部都市計画事務所<br>都市計画指導課（中央区役所庁舎内）<br>電話：０４８－８４０－６１８４ |